

神戸市では、不特定多数の方々が利用する建築物等の耐震化への取り組みを促進するため、耐震診断、耐震改修等の費用の一部を補助する制度を設けています。

1 中規模多数利用建築物・小規模多数利用建築物の耐震診断への補助

耐震改修促進法(以下「法」といいます)の指示対象、指導・助言対象となる建築物の一部について、耐震診断費の一部を補助する制度です。

要件、補助上限額等 おもな対象用途	中規模多数利用建築物[指示対象] (法第15条第2項第1号、第2号)			小規模多数利用建築物[指導・助言対象] (法第15条第1項、第14条第1号)		
	階数・延べ面積	補助対象限度額	補助率	階数・延べ面積	補助対象限度額	補助率
ホテル・旅館、店舗、病院、運動施設、駐車場	階数3以上かつ2,000㎡以上	5,240千円	2/3	階数3以上かつ1,000㎡以上	3,670千円	2/3
福祉施設(老人ホーム等)	階数2以上かつ2,000㎡以上			階数2以上かつ1,000㎡以上		
小・中学校	階数2以上かつ1,500㎡以上	4,460千円		階数2以上かつ1,000㎡以上		
幼稚園	階数2以上かつ750㎡以上	2,750千円		階数2以上かつ500㎡以上	1,840千円	
学校(幼稚園、小・中学校を除く)、事務所、工場	—	—	—	階数3以上かつ1,000㎡以上	3,670千円	—

対象用途・規模について、詳しくは裏面をご覧ください。

2 中規模避難施設(災害協定を締結しているホテル・旅館)の耐震改修への補助

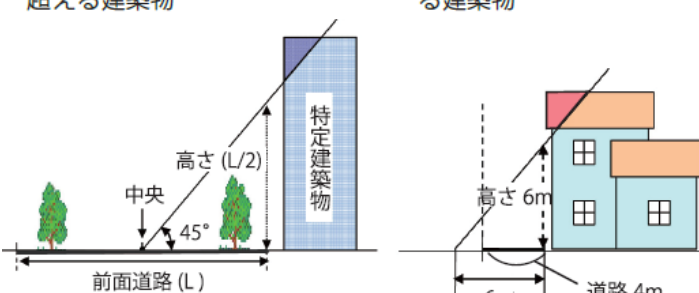
法の指示対象となるホテル・旅館(階数3以上かつ延べ面積2,000㎡以上)のうち、神戸市との間で災害協定(災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定)を締結しているものを対象に、耐震改修費用の一部を補助する制度です。

中規模避難施設		
	補助対象限度額	補助率
耐震補強設計	5,240千円	2/3
耐震改修工事	102,000千円	

ls<0.3相当の場合、工事の限度額の割増があります

3 緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断、耐震改修、建物除却への補助

神戸市では、耐震改修促進計画において、緊急輸送道路沿道の通行障害建築物(法施行令第4条)を法の指示対象建築物(法第6条第3項第2号)として耐震化の促進を図ることとしており、補助制度を設けています。

緊急輸送道路沿道建築物				
	補助対象限度額		補助率	高さの要件
	㎡単価	上限額		
耐震診断	※下記により算出	6,290千円	2/3	(1)前面道路幅員が12mを超える場合、幅員の1/2の高さを超える建築物 (2)前面道路幅員が12m以下の場合、6mの高さを超える建築物 
耐震補強設計		6,290千円		
耐震改修工事	20,000円/㎡	60,000千円		
建物除却	20,000円/㎡	60,000千円		
※ア～ウの㎡単価を基に算出した額 ア 面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡ イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡ ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡(評価書の取得費用について1,570千円を限度に加算することができます。)				

上記1～3のいずれも、耐震診断及び耐震補強設計において第三者機関の評価書取得が必要です。

中規模多数利用建築物・小規模多数利用建築物 対象用途・規模

用途		中規模多数利用建築物 〔指示対象〕 (法第15条第2項第1号、第2号)	小規模多数利用建築物 〔指導・助言対象〕 (法第15条第1項、第14条第1号)
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	—	階数3以上かつ1,000㎡以上
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ1,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
卸売市場			
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ1,000㎡以上
ホテル、旅館		—	
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿			
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ500㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園		階数2以上かつ750㎡以上	階数3以上かつ1,000㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ2,000㎡以上	
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行、その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場		—	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な施設			

【お問合せ】 神戸市建築住宅局建築指導部耐震推進課 (三宮国際ビル5階)

電話 078-595-6578 FAX 078-595-6664

e-mail taishin@office.city.kobe.lg.jp

ホームページ

<https://www.city.kobe.lg.jp/a31423/shise/kekaku/kenchikujutakukyoku/policy/taishinkasokushin/index.html>

